

薬生監麻発 0218 第 5 号  
平成 28 年 2 月 18 日

全国化学工業薬品団体連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長



指定薬物である「一酸化二窒素を含有する製品」を医療等の  
用途に供するために販売等を行う際の取扱いについて

指定薬物を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）第 76 条の 4 に規定する医療等の用途に供するために販売又は授与（以下「販売等」という。）を行う際の取扱いについては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）」（平成 28 年 2 月 18 日付け薬生発 0218 第 1 号医薬・生活衛生局長通知）に示しております。

一酸化二窒素を含有する製品については、医療等の用途における使用実態を踏まえ、医療等の用途に供するために販売等を行う際の取扱いについて、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添の写しのとおり通知しましたので、御了知の上、貴会会員への周知をお願い申し上げます。

別紙様式

医療等の用途に係る報告書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

氏名（法人にあつては  
名称及び代表者の氏名） \_\_\_\_\_ 印

住所（法人にあつては  
主たる事務所の所在地） \_\_\_\_\_

営業所の名称 \_\_\_\_\_

同所在地 \_\_\_\_\_

担当者名 電話 ( ) \_\_\_\_\_

今般、下記の指定薬物を下記の用途に供することにつき、人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途であることを認めていただきたく、報告いたします。

用いる指定薬物の名称	
指定薬物の用途	
上記用途に指定薬物を用いなければならない理由	

(注) 1. 「指定薬物の用途」「上記用途に指定薬物を用いなければならない理由」については、具体的かつ詳細に記載するものとし、各欄に書ききれない場合は別紙に記載の上添付すること。

2. この様式の大きさは日本工業規格A4とすること。